

閲 覧 用

※ 個人情報に係る部分は秘匿しています。

令和 2 年第 1 回臨時市議会提出議案

(予 算 案 を 除 く 。)

藤 井 寺 市

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
(報 告)		
1	専決処分の承認を求めることについて（市税条例等の一部改正）	1
2	専決処分の承認を求めることについて（市税条例の一部改正）	8
3	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市国民健康保険条例の一部改正）	10
4	専決処分の承認を求めることについて（藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正）	13
5	専決処分の承認を求めることについて（令和元年度藤井寺市一般会計補正予算（第8号））	15
6	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度藤井寺市一般会計補正予算（第1号））	16
7	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算（第1号））	17
(議 案)		
27	特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について	18
28	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	20
29	藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて	22

このほかの提出議案

議案番号

- 30 令和2年度藤井寺市一般会計補正予算（第2号）について
- 31 令和2年度藤井寺市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 32 令和2年度藤井寺市病院事業会計補正予算（第1号）について

報告第1号

専決処分の承認を求めるについて（市税条例等の一部改正）

市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市条例第12号

市税条例等の一部を改正する条例

(市税条例の一部改正)

第1条 市税条例(昭和56年藤井寺市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第28条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第28条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第44条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第63条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第63条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第77条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第77条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下の条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係)

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第78条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第

469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同条第1項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第96条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第96条第1項中「第94条第2項」を「第94条第3項」に改める。

附則第3条の3中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第4条の3の2第1項中「平成45年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第6条中「又は法附則第15条」を「又は附則第15条」に改める。

附則第6条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項を同条第12項とする。

附則第6条の3の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第6条の4の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成31年度適用

土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条の5の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第6条の7の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第6条の9中「平成32年度」を「令和2年度」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第12条第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「又は法」を「又は」に、「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第18条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第18条の2中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第18条の3の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第18条の6中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第18条の7中「平成32年度」を「令和2年度」に、「第19項」を「第18項」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第19条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 市税条例の一部を改正する条例（令和元年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、市税条例第14条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第2号を次のように改める。

(2) 削除

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第28条の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第28条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第77条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

3 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前的地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び第5項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、

令和 2 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 市税条例等の一部を改正する条例（平成 27 年藤井寺市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 2 項第 3 号中「平成 31 年 9 月 30 日」を「令和元年 9 月 30 日」に改め、同条第 13 項中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 14 項の表第 5 項の項中「平成 31 年 10 月 31 日」を「令和元年 10 月 31 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 6 条 市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年藤井寺市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条の 2 中「31 年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第 3 条第 1 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第 2 項中「31 年新条例」を「元年新条例」に、「平成 32 年度」を「令和 2 年度」に、「平成 31 年度分」を「令和元年度分」に改める。

(市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 7 条 市税条例の一部を改正する条例（平成 29 年藤井寺市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 3 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改める。

附則第 2 条第 2 項中「平成 31 年度」を「令和元年度」に改める。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 8 条 市税条例等の一部を改正する条例（平成 30 年藤井寺市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

附則第 1 条第 4 号中「平成 31 年 10 月 1 日」を「令和元年 10 月 1 日」に改め、同条第 5 号中「平成 32 年 4 月 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日」に改め、同条第 6 号中「平成 32 年 10 月 1 日」を「令和 2 年 10 月 1 日」に改め、同条第 7 号中「平成 33 年 1 月 1 日」を「令和 3 年 1 月 1 日」に改め、同条第 8 号中「平成 33 年 10 月 1 日」を「令和 3 年 10 月 1 日」に改め、同条第 9 号中「平成 34 年 1 月

1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第6条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第8条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第10条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

(市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 市税条例等の一部を改正する条例（平成31年藤井寺市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

報告第2号

専決処分の承認を求めるについて（市税条例の一部改正）

市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市条例第13号

市税条例の一部を改正する条例

市税条例（昭和56年藤井寺市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徵収猶予の特例に係る手続等）

第20条 第5条の3第7項の規定は法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第3号

専決処分の承認を求めるについて(藤井寺市国民健康保険条例の一部改正)

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市条例第14号

藤井寺市国民健康保険条例の一部を改正する条例

藤井寺市国民健康保険条例（昭和36年藤井寺市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

（施行期日）

第1条 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

（公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例）

第2条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得（以下「公的年金等所得」という。）について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第19条の規定の適用については、同条第1項第1号中「第314条の2第1項に規定する総所得金額（」とあるのは「第314条の2第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」とする。

（延滞金の割合の特例）

第3条 当分の間、第22条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

第4条 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第5条 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。

2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した金額（その金額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けができる給与等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第5条及び第6条の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

報告第4号

専決処分の承認を求めるについて(藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

藤井寺市条例第15号

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

藤井寺市後期高齢者医療に関する条例（平成20年藤井寺市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第5条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第5号

専決処分の承認を求めるについて(令和元年度藤井寺市一般会計補正予算(第8号))

令和元年度藤井寺市一般会計補正予算(第8号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第 6 号

専決処分の承認を求めるについて(令和 2 年度藤井寺市一般会計補正予算(第 1 号))

令和 2 年度藤井寺市一般会計補正予算(第 1 号)について、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 2 年 5 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

報告第7号

専決処分の承認を求めるについて(令和2年度藤井寺市国民健康保
険特別会計補正予算(第1号))

令和2年度藤井寺市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、地方自
治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専決
処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和2年5月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

議案第 27 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 5 月 22 日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

市独自の新型コロナウイルス関連対策を進める財源の一部に充てるため、令和 2 年 6 月に市長に対して支給する期末手当の割合を減ずるものである。

藤井寺市条例第　　号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与に関する条例（昭和34年藤井寺市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（期末手当の特例措置）

9 令和2年6月に市長に対して支給する期末手当に関する第3条第4項の規定の適用については、同項中「100分の197.5」とあるのは「100分の123.45」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第28号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年5月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

提案理由

新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大する中、感染のリスクに加え厳しい勤務環境と極めて緊迫した雰囲気の中で平常時には想定されない業務に当たることとなる職員に対し、特例として防疫作業従事手当を支給するため、本条例の一部を改正するものである。

藤井寺市条例第　　号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年藤井寺市条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（防疫作業従事手当の特例）

- 3　職員が新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、防疫作業従事手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。
- 4　前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附　則

（施行期日等）

- 1　この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（次項において「新条例」という。）の規定は、令和2年3月18日から適用する。
（防疫作業従事手当の内扱）
- 2　新条例の規定を適用する場合においては、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された防疫作業従事手当は、新条例の規定による防疫作業従事手当の内扱とみなす。

議案第29号

藤井寺市教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて

次の者を藤井寺市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年5月22日提出

藤井寺市長 岡田 一樹

条 野 聰 史

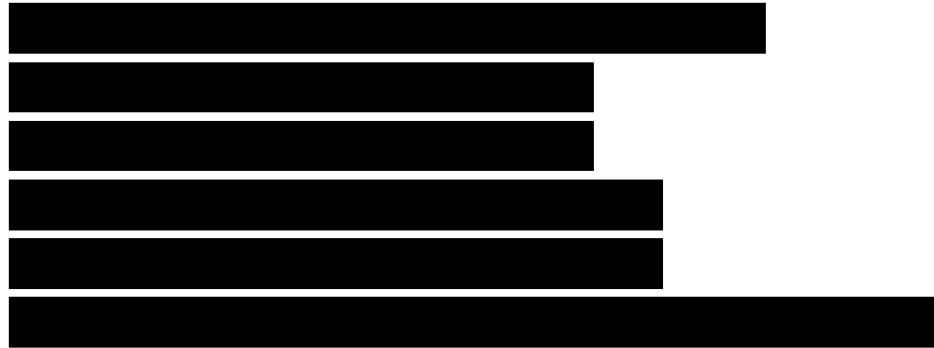
提案理由

令和2年6月16日任期満了によるものである。

住所

条 野 聰 史
生

略 歴



- 同 20年 6月 藤井寺市教育委員会委員
同 24年 6月 藤井寺市教育委員会委員
同 28年 6月 藤井寺市教育委員会委員（現在に至る）

